

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 四 年 一 月 四 日

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の三」を「第三十七条の二」に改める。

第三十七条の三を削る。

第四十四条の五第三号中「指定代理納付者に」を「法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に」に、「当該指定代理納付者」を「当該指定納付受託者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県会計規則(以下「旧規則」という。)第三十七条の三の指定を受けている者に対する同条後段及び旧規則第四十条の五第三号の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日
金曜日)

発 行

(休日
に当
たる
とき
は翌
日)

令 和 四 年 一 月 四 日

令和四年一月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社